

公 告

コンペティション方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約をいう。）により、自動販売機設置業者を決定するので次のとおり公告する。

令和8年1月19日

鳥取県立産業人材育成センター所長 難波 康夫

1 概 要

(1) 公募内容

清涼飲料水自動販売機

(2) 設置場所及び設置台数等

設置施設	方式	台数	設置場所	設置可能寸法	設置希望形式
米子市夜見町 3001-8 鳥取県立産業人材育成センター米子校	缶・ペットボトル	2台	1階 渡廊下	幅 120cm 奥行き 85cm 高さ 190cm	・省電力に配慮したもの ・不必要的音や光を発生させないもの ・ユニバーサルデザインに配慮したもの ・災害時の対応ができるもの

(3) 設置期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

※令和8年4月1日の設置が移転作業等やむを得ない事情によりこの日に設置が困難な場合は、事前に当校に申し出て了解をとることとし、この場合であっても、契約期間開始日は令和8年4月1日付けとする。

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人等（個人経営者も含む。）の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は拘禁刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (3) 本件公告日までの過去1年間に食品衛生法違反による行政処分を受けていない者であること。
- (4) 法人事業税、県民税その他の税金の滞納がないこと。
- (5) 鳥取県西部に本店、支店又は営業所を有していること（個人経営の場合、県西部に居住している者）

3 参加方法

(1) 参加説明書の交付

令和8年1月19日から令和8年2月19日（木）の間に、インターネットの米子校ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/sanjinsenyonago/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には次により直接交付する。

ア 交付期間

令和8年1月19日から令和8年2月19日（木）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

米子市夜見町 3001-8 鳥取県立産業人材育成センター米子校 総務担当 (電話 0859-24-0371)

(2) 提案書等の提出

ア 提出期間及び方法

持参又は郵送（簡易書留）により令和8年1月19日（月）から令和8年2月19日（木）までの日（休日等を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

※持参は午前9時から午後5時まで、郵送は令和8年2月19日（木）の午後5時必着。

イ 提出先

〒683-0851 米子市夜見町 3001-8 鳥取県立産業人材育成センター米子校 総務担当

4 審査及び契約の締結

提出された提案書ごとに鳥取県立産業人材育成センター米子校の職員で構成する審査委員会において審査し、評点を付して、得点の高い順に所定の台数に応じた数の者を自動販売機設置業者とし、その提案の内容をもって契約を締結する。

5 問合せ先

米子校総務担当 安

電話 : 0859-24-0371

ファクシミリ : 0859-24-4094

電子メール : sangyoujinzai-yonago@pref.tottori.lg.jp